

（出資団体監査）

1 財団法人文化芸術振興財団

指摘事項

ア 賃貸借契約に係る経費の支出事務について注意を求めるもの

事業の執行に必要な経費の支出に当たっては、支出の妥当性について十分考慮されなければならない。しかしながら、賃貸借契約を行っている会計ソフトの期間満了前に新たな会計ソフトを導入したため、ソフトの賃貸借料が二重に発生しており、経済性の観点からは不適切な支出であった。

今後、賃貸借契約に係る支出事務については十分に注意されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

賃貸借契約に係る支出事務については、財団法人文化芸術振興財団に対し、安易なリース期間の短縮を行わないこと、また今後は支出の妥当性について十分考慮し適切な支出を行うよう口頭により指導した。

なお、財団においては、団体職員に対し支出事務について研修を行い周知徹底が図られた。

指摘事項

イ 契約事務について注意を求めるもの

契約事務に当たっては、当該業務の目的が最も効果的に達成できるよう、その内容を十分に検討したうえで実施するとともに、業務内容や作業量に応じた適正な契約形態、契約方法、履行期間の確保などを考慮した事務処理を行う必要がある。しかしながら、文化情報館の開館に伴う内装工事について次のような事例が見受けられた。

今後、契約事務については十分に注意されたい。

(ア) 工事を施工する場合は、適正な施工管理を行うために工事請負で発注すべきであったが、設計・製作設置までを一貫して業務委託としていた。また、当工事は様々な工種から構成された工事であるが、内装インテリアの業者で業者選定が行われていた。

(イ) 設計書は、業務の内容を示すものであるとともに、契約予定額が適正であるかどうかを判断する基礎となる設計金額を算定するものであり、適正な数量、単価により作成する必要がある。しかしながら、設計書が存在せず仕様書のみが作成されていた。

(ウ) 契約の適正な履行を確保するためには必要な監督を行わなければならない。また、完了の確認を行うためには、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行う必要がある。特に工事の完了検査については専門的な知識を必要とする。しかしながら、特記仕様書に定める監督職員を任命していなかった。また、検査については当該財団の事務職員が行っていた。専門的見地から検査を行う必要があったと思われる。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

(ア) 工事を施工する場合は、設計委託と工事請負は別に発注するとともに、できる限り工種ごとに分割発注するよう財団法人文化芸術振興財団に対し口頭により指導した。

なお、財団においては契約事務について団体職員に研修を行い周知徹底が図られた。

(イ) 予定金額を算定するもとなる設計書を必ず作成するよう、財団法人文化芸術振興財団に対し口頭により指導を行った。

なお、財団においては契約事務について団体職員に研修を行い周知徹底が図ら

れた。

(ウ) 工事の監督・検査については、専門的な見地から行う必要があるため、専門的な知識を有するものを監督に任命し、適正な検査を行うよう財団法人文化芸術振興財団に対し口頭により指導した。

なお、財団においては検査事務について団体職員に研修を行い周知徹底が図られた。

2 財団法人福岡市市民福祉サービス公社

指摘事項

ア 基本財産について適正な管理を求めるもの

寄付行為によると、「基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。」とされている。しかしながら、平成14年度決算及び実査日現在において、1億円の基本財産のうち8,000万円については普通預金で管理がなされていた。基本財産については適正に管理されたい。

【講じた措置(H18.8.30通知)】

基本財産の管理については、財団法人福岡市市民福祉サービス公社に対し、適切に管理するよう指導を行った。なお、同公社においては、平成16年5月に、基本財産及び運用財産の運用基準を高めることを目的とした資産運用規則を制定し、平成16年11月に福岡市債(5年債)を購入して運用している。

指摘事項

イ 経費の更なる節減を求めるもの

事務経費の執行に当たっては、経済性を考慮した執行を図るとともに社会経済情勢の変化に即応し、対処できるよう弾力的な執行となるよう努めることが望まれる。現在、職員の名刺については、台紙をまとめて購入し、印刷を業者への依頼により作製しているが、OA機器により外注によらない作製が可能であることから、今後は、経済性を踏まえた事務経費の執行に努められるよう要望する。

【講じた措置(H17.3.2通知)】

福岡市市民福祉サービス公社の名刺外注の件については、公社に対し経済性を踏まえた事務経費の執行を行うよう指導した。

なお、公社においては、これまで全て外注していたものを、平成16年度から公社のシンボルマークや共通事項の台紙への印刷のみを業者に依頼し、本文についてはPC用名刺作成ソフトを使用して公社内部で印刷することとした。

3 株式会社都市環境

指摘事項

ア 会計経理事務について注意を求めるもの

損益計算書において、費用及び収益は総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目を直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。しかしながら、西部・臨海リサイクルプラザ来館者のコピー使用料等について、収入で計上すべきところを費用と相殺していたため、適正な計算書類が作成されていなかった。

今後、会計経理事務については十分に注意されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

損益計算書の作成について、株式会社都市環境に対し適正に作成するよう文書等により要請した。

なお、株式会社都市環境においては、平成16年3月から損益計算書の総額主義の原則に基づき適正な作成を行い、相殺しないよう是正した。

指摘事項

イ 福利厚生事業の適正化を求めるもの

社員の福利厚生事業を行うためとして都市環境共済会を設置し、助成金を支出しているが、一方（財）福岡市中小企業従業員福祉協会（以下FCFという。）にも加盟しており、共済会事業とFCF事業が重複する部分が見受けられた。また、FCF会費については、一部社員個人が負担すべきである会費を事業主が全額負担しており、負担のあり方について、疑義があった。

福利厚生事業の適正化について検討されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

福利厚生事業について、株式会社都市環境に対し事業の適正化を検討するよう文書等により要請した。

なお、株式会社都市環境においては、FCF事業については、平成16年度から共済会事業の補完的事業として、同事業に繰り込み適正化を図り、会費についても個人及び事業主の双方で負担するよう是正した。

指摘事項

ウ 契約事務について注意を求めるもの

契約事務については、経理規程等の関係法令に基づき適正に行わなければならない。しかしながら、平成13年4月1日契約の臨海リサイクルプラザのパソコン等の賃貸借契約において、所管局の担当課から機種指定があったとの理由で特命随意契約による機種を指定した契約が行われていた。企業の独自性から適正な競争を行い契約すべきであった。

今後、契約の事務処理については、十分注意されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

契約の事務処理について、株式会社都市環境に対し適正に行うよう文書等により要請した。

なお、株式会社都市環境においては、契約事務については、平成15年7月1日付で「株式会社都市環境契約事務規程」を制定し、これに基づき適正な契約事務を行っている。

4 株式会社福岡クリーンエナジー

(事務監査)

指摘事項

ア 福利厚生事業のあり方について検討を求めるもの

当会社の社員は市及び民間からの派遣社員のみで構成されているが、派遣社員はそれぞれの派遣元で福利厚生事業の給付等の対象となっている。しかしながら、派遣元の福利厚生事業に加え、会社独自の福利厚生事業を定め、会社経費で実施していた。

福利厚生事業のあり方について検討されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

福利厚生事業について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し事業の適正化を検討するよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、福利厚生事業のあり方について検討を行い、派遣元の福利厚生事業と重複のあるものは全事業廃止している。

指摘事項

イ 自動車借上について注意を求めるもの

タクシーチケット（CITIXカード）の管理については適切に行われなければならない。しかしながら、次のような不適切と思われる事例が見受けられた。

タクシーチケットは金券であり、管理、使用に当たっては適切に行われたい。

(ア) 平成14年度支払分チケットについて、一部使用者名の記入がなされていないものや、使用目的・使用者名等の確認をせず交付するなど、チケットの管理について一部不適切な事務処理があった。

(イ) チケットを個人に交付する際、30枚綴りであるカード1冊を交付していた。

(ウ) 近隣都市への工場検査等の出張において、公共交通機関の利用がなされず、事務所から目的地までタクシーが利用されていた。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

(ア) タクシーチケットの管理について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、タクシーチケットの取扱いについて、詳細な基準を定め、チケットの記入要領を社員に徹底するとともに、管理簿の設置により、交付の際の目的・使用者名等の確認など管理について、適切な事務処理になるよう見直しを行った。

(イ) タクシーチケットの管理について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、タクシーチケットの取扱いについて、詳細な基準を定め、チケットを個人に交付する際、冊単位での交付は、廃止した。

(ウ) タクシーチケットの管理について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、タクシーチケットの取扱いについて、詳細な基準を定め、使用の都度、管理者の承認が必要な仕組みにより、必要最小限のチケット利用になるようチェック体制を確立するとともに、社員にも周知徹底により、公共交通機関の利用を促す等の改善を行った。

(工事監査)

指摘事項

設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

平成12年度「新東部工場建設用地造成工事」

(契約金額3億8,056万950円)

ア 自由勾配側溝の設計積算において、製品価格を「土木工事实施設設計単価表」の施工単価から採用し、設置手間として据付費を計上していた。しかしながら、施工単価には据付費も含まれているので計上の必要がなかった。

今後は「土木工事設計標準歩掛」等に基づき、適正な設計積算を図られたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

工事の設計積算について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、「土木工事設計標準歩掛」等に基づく、適正な設計積算を図るため、職員への周知徹底を行った。

指摘事項

イ 「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、重力式擁壁工の計測作業において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(建設課)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

工事の施工管理について、株式会社福岡クリーンエナジーに対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、株式会社福岡クリーンエナジーにおいては、請負者の作業中の安全管理を徹底するため、立会の頻度を増やすとともに、作業工程等を作成する時点においても、安全管理の視点から十分にチェックを行うよう周知徹底を行った。

5 財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会

指摘事項

(事務監査)

委託結果の有効活用について注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、委託により得られた結果については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置を行う必要がある。しかしながら、委託契約事務において、次のような事例が認められた。

委託により得られる成果については、有効に活用されるよう十分注意されたい。

ア 「市営築港駐車場消防設備保守点検委託」に係る点検結果報告書において、機器の不良箇所等が報告されているにもかかわらず、実査日現在まで、災害等を未然に防止するための改修等の検討がなされないままとなっていた。

【講じた措置(H17.3.2通知)】

財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会における市営築港駐車場消防設備の改修等については、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会に対し早急に検討を行い、機器の不良箇所の改修を行うよう要請した。

なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、点検結果報告書による消防設備の不良箇所の改修が行われ、今後は迅速に対応するよう協会職員に対し周知徹底がなされた。

指摘事項

イ 「市民の森遊具施設保守点検委託」に係る点検結果報告書において、遊具施設の腐食、危険等の報告がなされているにもかかわらず、実査日現在まで、災害等を未然に防止するための改修等の検討がなされないままとなっていた。

【講じた措置(H18.8.30通知)】

財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、市民の森遊具施設の維持管理において、保守点検結果で改修等が必要とされる遊具施設について早急に対処するよう要請した。なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、改修等が必要とされるもののうち、緊急を要するものは平成15年度に、その他のものについては平成16年度に改修等を完了した。

指摘事項

(工事監査)

設計積算について注意を求めるもの

平成14年度「博多の森テニス競技場調整池浚渫工事」

(契約金額787万9,200円)

「土木工事設計標準歩掛」では、発生土等の処分費として直接工事費に占める割合が一定の率を超える場合は、間接工事費等の積算における対象額を調整することとしているが、本件工事において、対象額の調整がなされていなかった。

今後は基準に基づき適正な設計積算を図られたい。

(東平尾公園管理事務所)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会における発生土等の処分費に係る対象額の調整については、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、土木工事設計標準歩掛に基づく適正な設計積算を行うよう口頭により要請した。

なお、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会においては、協会職員に対し発生土等の処分費に関する取り扱いについて、適正な設計積算を行うよう書面で周知徹底が図られた。

6 福岡北九州高速道路公社

指摘事項

(工事監査)

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成10年度「第401工区(箱崎)平面街路築造工事(その5)」

(契約金額7,806万7,500円)

「土木請負工事工事費積算基準」における間接工事費の算定において、主たる工種内容から工種区分は、「道路改良工事」を適用しなければならないが、「河川・道路構造物工事」として諸経費を算出していた。

今後は基準を遵守して適正な設計積算を図られたい。

(福岡事務所)

(イ) 平成12年度「都市計画道路豊浜拾六町線道路舗装工事(その6)」

(契約金額3億2,167万8,000円)

a 「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」では、産業廃棄物処理の設計計上については、搬入先までの運搬費と搬入先の処理料を含めた費用に基づき、経済比較により搬入先を決定することとなっているが、この選定に誤りがあった。

今後は、基準を遵守し、十分注意して適正な設計積算を図られたい。

b 現場打ち水路工におけるコンクリート型枠の区分において、鉄筋構造物として設計計上されていたが、コンクリート構造物の分類に基づいて区分を小型構造物()とすべきであった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(福岡事務所)

(ウ) 平成13年度「第108工区(百道浜)ランプ接続道路改良工事」

(契約金額1億4,198万1,000円)

a 道路拡幅部の車道舗装において、路盤厚に対する路盤材数量の計上に誤りがあった。また、隣接する現道部分のオーバーレイにおいても、施工舗装厚に対するアスファルト合材数量の計上に誤りがあった。

今後は、十分注意されて適正な設計積算をされるとともに、現場状況を十分調査され、適正な変更契約を図られたい。

b ローター部の車道舗装において、曲線部であることから人力による施工で設計積算されていたが、現場状況から機械での施工ができた。

今後は現場状況等を十分検討され、適正な設計積算を図られたい。

(福岡事務所)

(I) 平成13年度「本館OA化関連改修工事」

(契約金額3億1,244万8,500円)

「建築工事設計単価表」では、鉄骨造の建物の場合には直接仮設工事のすみだし、養生、整理清掃後片付けの単価を低減するようになっているがなされていなかった。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(保全部)

(オ) 平成13年度「第502工区(和田下池)用水井戸調査実施設計委託業務」

(契約金額4,699万8,000円)

ボーリング井戸掘削費用は1m当りの掘削単価に掘削長を乗じて算出されているが、その単価算出にあたって、掘削材料費の一部であるロッドの価格計上に誤りがあった。

今後は十分注意して、適正な設計積算を図られたい。

(福岡事務所)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

(ア) 福岡北九州高速道路公社における間接工事費の算定については、「土木請負工事費積算基準」を遵守するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、チェックリストにより十分照査を行い、適正な設計を図るよう所属職員に対して研修による周知徹底が図られた。

(イ)

a 福岡北九州高速道路公社における産業廃棄物処理の設計計上については、「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」に基づき搬入先を決定するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、チェックリストにより十分照査を行い適正な設計計上を図るよう所属職員に対して研修による周知徹底が図られた。

b 福岡北九州高速道路公社におけるコンクリート型枠区分における設計計上については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、チェックリストにより十分照査を行い、適正な設計計上を図るよう公社職員に対して研修による周知徹底が図られた。

(ウ)

a 福岡北九州高速道路公社における数量の計上誤りについては、現場状況を十分調査するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、チェックリストにより十分照査を行い適正な設計計上を図るよう公社職員に対して研修による周知徹底が図られた。

b 福岡北九州高速道路公社における施工方法の設計計上誤りについては、現場状況を十分検討するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、チェックリストにより十分照査を行い適正な設計計上を図るよう公社職員に対して研修による周知徹底が図られた。

(I) 福岡北九州高速道路公社における設計積算については、「建築工事設計単価表」などの基準を遵守するよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、適正な設計を図るよう所属職員に対して研修にて周知徹底を行った。また、設計積算時に注意すべき点をまとめた設計マニュアルを作成し、基準の取扱いの統一を図ることとした。

(オ) 福岡北九州高速道路公社における設計書作成については、単純ミスをなくし適切な設計積算を行うよう書面で指導した。

なお、福岡北九州高速道路公社においては、公社職員に対して技術研修が行われた。

指摘事項

イ 施工管理について注意を求めるもの

- (ア) 平成9年度「第110工区(石丸)高架橋上部工(鋼桁)新設工事(その2)」
(契約金額12億9,571万500円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の開口部等で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、本工事の横桁取付作業において、これらを使用せず作業が行われていた。
今後は、基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(福岡事務所)

- (イ) 平成12年度「第502工区(野多目)高架橋下部工新設工事」
(契約金額1億3,425万3,000円)

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500m³以上の事業者は、「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出しなければならないが、工事内容の変更により事業者の対象となったにもかかわらず、提出がなされていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な処理について請負業者への指導の徹底を図られたい。

(福岡事務所)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

- (ア) 福岡北九州高速道路公社における作業中の安全管理については、「労働安全衛生規則」を遵守するよう書面で指導した。
なお、福岡北九州高速道路公社においては、特に高所作業所での墜落防止を徹底するよう請負業者に対して書面により指導が行われた。
- (イ) 福岡北九州高速道路公社における産業廃棄物の取り扱いについては、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」の遵守を書面で指導した。
なお、福岡北九州高速道路公社においては、請負業者に対して研修にて周知徹底が行われた。

7 財団法人福岡市施設整備公社

指摘事項

(事務監査)

ア 委託結果の有効活用について注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、委託により得られた結果については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、学校施設における「消防設備保守点検業務委託」に係る点検結果報告書において、機器の不良等が報告されているにもかかわらず、改修等の検討がなされないままとなっていた。委託により得られる成果については、有効に活用されるよう十分注意されたい。

【講じた措置(H17.3.2通知)】

施設整備公社が発注する設備保守点検業務委託により得られる成果については、施設整備公社に対し有効に活用するよう口頭で要請した。

これを受け、施設整備公社においては、点検結果に基づき学校で対応した備品交換についての結果報告を検討し、スムーズに対応できる体制を整えた。

あわせて、点検報告により修繕を要するものについては、迅速に対応するよう公社職員に対し周知徹底がなされた。

指摘事項

イ 自動車借上について検討を求めるもの

タクシーの使用については、緊急性とともに経済性等を勘案して使用することが望まれる。現在、2台の軽自動車をリースしているものの、別途タクシー借上料が月額平均14万円程度発生しており、経済性、効率性の観点から、リース自動車の増車について検討されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

施設整備公社に対し、リース自動車の増車について検討するよう口頭で要請した。これを受け施設整備公社においては、増車による駐車場として、市役所駐車場の使用手続きを行い、8月からリース自動車を2台増車し、タクシー借上料の節減が図られている。

指摘事項

（工事監査）

設計積算について注意を求めるもの

ア 平成13年度「日佐小学校プール循環ろ過設備改良工事」

（契約金額514万5,000円）

建築局「積算の手引き」においては、1社による見積の場合は、見積価格に査定率を乗じ、さらに低減した価格とすることとなっているが、低減されていなかった。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

イ 平成13年度「中央市民センタ - 防災設備改修工事」

（契約金額 1,365万円）

【講じた措置（H17.3.2通知）】

施設整備公社が行う積算については、建築局「積算の手引き」を遵守するよう口頭で指導した。

これを受け、施設整備公社においては、公社職員に対して再度課内会議において周知徹底がなされた。

8 財団法人福岡市水道サービス公社

指摘事項

（事務監査）

委託契約事務について注意を求めるもの

委託業務については、委託する業務の内容や量に応じて適正な設計を行い金額を積算しなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度のごみ搬出業務委託については、事業所の規模等が異なっているにもかかわらず設計金額及び契約金額が全て同一であり不自然であった。

今後、委託契約事務については十分に注意されたい。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

水道サービス公社におけるごみ搬出業務委託については、適切な委託契約事務を行うよう口頭により要請した。

なお、公社においては、平成16年度から、ごみ搬出業務委託を、日々のごみ搬出量を確認のうえ代金の支払いをする単価契約に改めた。

（財政援助団体及び公の施設管理受託団体監査）

1 社団法人シルバー人材センター

指摘事項

福岡市有料自転車駐車場管理等受託に伴う一時利用券等の受払について適正な管理を求めるもの

金券等の受払については、受払簿を作成しその出納を常に明らかになるよう管理しなければならない。しかしながら、福岡市と受託契約している平成15年度「福岡市有料自転車駐車場管理等委託」において、駐車料金の徴収の基になる一時利用券、回数券、定期利用承認証・確認証（以下、一時利用券等という。）は、福岡市から受け入れ、さらに当該団体の各支部からの申請に基づき必要な数量を払い出しているが、その受払に係る管理について、次のような不適切な状況が認められたため、受払簿を作成しその出納を常に明らかにするよう、適正な管理をされたい。

ア 一時利用券等の受入は、福岡市へ申請し概算交付を受けるべきところ、福岡市が発注した業者から当該利用券等を直接受け入れていた。

イ また、一時利用券等の受入及び各支部への払出に係る数量は、受払簿を作成し日々記帳のうえ在庫の把握を行うべきところ、受払簿が作成されていなかった。

【講じた措置（H17.3.2通知）】

社団法人福岡市シルバー人材センターにおける福岡市有料自転車駐車場管理等受託に伴う一時利用券等の受払については、福岡市に申請書を提出し概算交付を受けその受払が明確になるよう受払簿を作成し、適正な管理を行うよう文書にて要請した。

なお、社団法人福岡市シルバー人材センターにおいては、福岡市有料自転車駐車場管理等受託に伴う一時利用券等の受払については、福岡市に申請書を提出し概算交付を受けることとし、また受払簿を作成し、適正な管理を行うよう事務を改めた。

2 社団法人福岡市医師会

指摘事項

補助金の執行に係る規定の整備等について検討を求めるもの

福岡市から受け入れた補助金を再交付する場合は、交付等の目的、積算根拠を明確にするとともに交付した補助金の実績を確認する必要がある。しかしながら、平成14年度「福岡市医師会事業」外1件の補助金において、関係機関に再交付されているものがあつたが、交付基準が明確となっておらず、実績の確認も行われていなかった。

今後、補助金を再交付する場合の基準等について、福岡市と協議のうえ規定の整備等を図ることを検討するとともに、必要に応じて実績報告を求められるようにされたい。

【講じた措置（H18.8.30）】

財団法人福岡市健康づくり財団社団法人福岡市医師会から関係機関へ補助金を再交付する場合の交付基準の整備及び、再交付を受けた関係機関の事業実績の確認については、同会に対し指導を行った。また、同会においては「補助金交付規程」の整備がなされた。